

さつまいもで留意したい新たな害虫

1 はじめに

屋久島の焼酎用さつまいもは、平成18年に栽培が始まり平成25年は14ha作付けされ、今後更に作付け拡大が期待されている品目です。

これまで、さつまいもの害虫といえば、イモムシ(ナカジロシタバ、エビガラスズメ)とイモコガが一般的でした。しかし屋久島では、県本土ではほとんど問題とならない害虫の発生で、思わぬ被害が生じた事例がありましたので、留意して防除の参考にしてください。

2 屋久島で発生した害虫

(1) クロトビカスミカメ

体長約2mm。主に葉裏を吸汁し、小さな斑点状に黄～白色に葉色が抜け(葉ダニ被害と似ている)、多発すると落葉するほどの被害になる場合がある。



(2) サツマイモヒサゴトビハムシ

体長約1.5mm。主に葉表を絵描き状に食害する。幼虫は芋を絵描き状に食害することから青果用では商品性が著しく低下する。



(3) ヒルガオハモグリガ

体長約5mm。薄皮を残して葉を食害する。繁殖力旺盛で多発すると防除困難で、1週間置きに数回の防除が必要。

屋久島では12月下旬～1月中旬の発生であったが、葉を食い尽くされるほど急速に被害が進んだ。

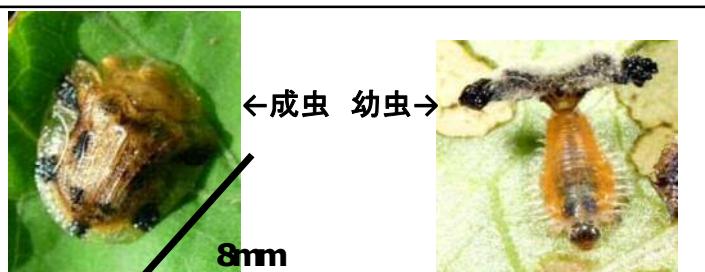
登録農薬：エルサン乳剤



(4) ヨツモンカメノコハムシ

体長約8mm。主に展開葉を食害し、葉脈間に数mmの楕円形～不定形の穴を開ける。

登録農薬：スマチオン乳剤



3 最後に

上記の害虫は沖縄など暖かい地域で問題とされていた害虫ですが、近年、まれに本土でも被害が発生するなど、生息域が拡大している害虫です。屋久島ではどこでも生息しており、被害が発生する可能性があります。ヨツモンカメノコハムシ以外は小さく見つけづらいですが、早期発見で被害が発生しないように留意しましょう。(担当：柳川)

チャトゲコナジラミの拡散防止対策について

1 チャトゲコナジラミとは

チャトゲコナジラミは、平成24年1月に本県で初めて屋久島町の茶園(1.2ha)で発生が確認されました。本虫の被害は、多発すると成虫乱舞による作業性の低下やすす病発生による樹勢低下を引き起します。また、本虫は、年4~5世代発生し、繁殖力が高く、飛翔、風、人等への付着や寄生苗の持ち込み等で急速に分散するので、早期発見による密度抑制対策を実施し、発生地域拡大防止を図る必要があります。



図1新芽に群がるチャトゲコナジラミ成虫



図2多発時に発生するすす病

2 チャトゲコナジラミ発生状況

平成25年4月現在で、発生は場数29カ所、発生面積677aの発生が確認されています。

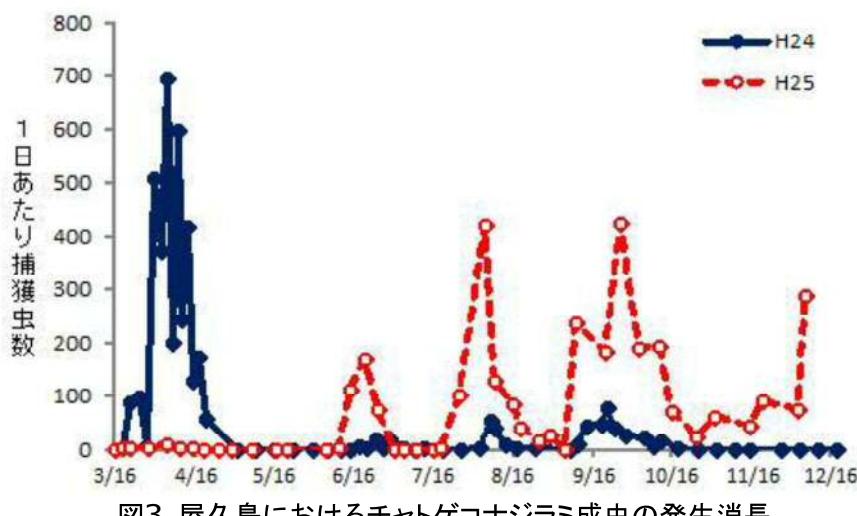


図3 屋久島におけるチャトゲコナジラミ成虫の発生消長

3 拡散防止対策

- ①発生地域からの苗木の購入を自粛しましょう。
- ②茶園のモニタリング調査(黄色粘着トラップ、調査時期3~4月)を実施し、早期発見に努めましょう。
- ③侵入が確認されていない地区で、チャトゲコナジラミらしき害虫の発生を確認したら、茶技術員に連絡し、防除等の対策を実施しましょう。
- ④すす病の発生が認められた場合、中切り更新等の密度抑制対策を実施しましょう。

(担当:内村)

屋久島から4年ぶりに 「青年農業士」認定！！



大堀裕介さん（原集落）

平成26年2月7日、鹿児島市で平成25年度青年農業士の認定証交付式があり、屋久島町からは4年ぶりに、**大堀裕介さん**が青年農業士として認定されました。

今後も、さらに地域や農業経営に頑張る青年農業者としての活躍に期待しています。

青年農業士とは？

農業技術・経営に関する一定の研修を修了し、プロジェクト活動に取り組み、その成果を上げた地域農業振興のリーダーとなり得る青年を、昭和53年から知事が認定しています。現在、県内で1329名、うち屋久島町では19名が認定されています。



地産地消の応援団！！ 「地産地消推進センター」になりませんか？

地産地消推進センターとは？

県民の皆さんに、県産農林水産物についての理解を深め、地産地消の取り組みを進めていただくために、クチコミ、ブログ、チラシなどで、地産地消の情報を積極的に発信していただく方々です。

県内で486名（うち屋久島町2名）の方が登録されています。

登録にはどんな条件がありますか？

県内に在住し、登録条件に該当する個人でボランティアでの活動が可能な方です。性別・年齢は問いません。

●登録条件

県産農林水産物をこよなく愛し、利用を促進するとともに、地産地消に関する情報を積極的に県民に発信し、情報発信手段として電子媒体の利用ができる（電子メールアドレスをもつて）る）。県が実施する地産地消推進の取組やアンケート調査等に参加・協力ができます。

申請方法は？

いずれかの方法で申請できます。①郵送、持参、電子メール、ファックスの場合は「地産地消推進センター登録申請書」を県庁農政課へ提出。②お使いの電子機器（パソコン・スマートフォン・携帯電話）から、鹿児島県のホームページの「地産地消推進センター登録申請」画面にて、直接申請する方法があります。年間を通じて登録できます。

関心のある方は、農業普及係（TEL：46-2236）までご連絡いただき、鹿児島県ホームページのサイト内検索で「地産地消推進センター」と入力いただき、詳細をご確認ください。（担当：船迫）



お知らせ

「農業かごしま」誌 読んでみませんか？



県農業改良普及研究会が年6回発行しています。

県の農政の取り組みや県内の元気な農業者、産地の紹介、最新の技術・経営情報、県内外、海外の情報など盛りだくさんです。購読料は、年3,000円です。

購読を希望される方は、農業普及係までお申し込みください。

（TEL：46-2236）